

野山の木々もすっかり色づき秋真っ只中の今日この頃です。今年は例年になく暖かく会員のみなさま方、お子さま方も比較的過ごしやすいのではないかと思います。でも寒い冬もそこまで来ていることでしょうかから油断はできません。

さて、今年度の補助事業「保護者研修会」の概要が決まりましたのでお知らせします。多数の方のご参加をお待ちしています。

平成 18 年度国庫補助事業

「保 護 者 研 修 会」のお 知 ら せ

今年度は医王病院の言語聴覚士の佐藤智英先生と長浦初美先生をお招きして子ども達の命の源である「食べること」について研修したいと思います。障害の重い人たちにとっての咀嚼（噛むこと）や嚥下（飲み込むこと）などについてご指導いただきたいと考えています。また、口から食べることが難しくなって経管栄養になっているお子さんにとっても、口の動きは大切だと思われます。それらのこともあわせてご指導いただけたらと考えています。昼食時には直接質問を受けていただいたり、食べ方の指導をして頂いたりもしたいと思っています。

ぜひご参加ください。

日・時 平成 18 年 12 月 10 日（日） 10：00～14：30

場 所 医王病院 ディケア棟

講 師 言語聴覚士 佐 藤 智 英 先生

言語聴覚士 長 浦 初 美 先生

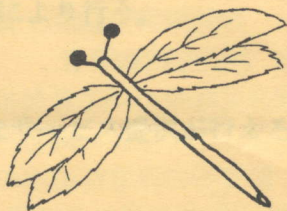
テーマ「食事指導を考える」

日 程 10:00～10:15 開会・あいさつ

10:15～11:45 講演・実技

11:45～14:00 昼食及び質問・実技

14:00～14:30 閉会・後片付け



参加費 1000 円（昼食を含む）

*子供さんの昼食が必要な方は 500 円でご用意します。

申し込み 入所の方は山本会長まで（TEL 0761-56-0610、FAX 0761-56-0628）申し込んでください。

在宅の方は山岸さん（携帯 09028321873）まで申

し込んでください。申込締切は 12 月 3 日です。

情報提供

全国守る会より以下のことについて連絡がありましたのでお知らせします。

「利用者負担の見直し」及び「短期入所の取り扱い」について

障害者自立支援法に関して 10 月からの利用契約制度移行に向けて、①8 月 24 日に厚生労働省で開催された全国障害福祉関係主管課長会議において、障害児施設等の利用者負担について見直しがされたこと。②宿泊を伴わない短期入所の取り扱いに関して次のとおり情報を提供します。

障害児施設等利用者負担の見直しについて

(見直しの考え方)

平成 18 年 10 月から定率負担、実費負担が導入される障害児施設等の利用者負担について、障害児を養育する世帯は若い世帯が多いこと、早期療育促進等の観点から次のように見直しをする。

1. 障害児施設利用者

① 入所施設利用者

障害児を養育する世帯については他の世帯に比べ若い世帯が多いことに特に配慮し、育成医療の負担軽減措置を踏まえ税所得割額 2 万円未満世帯まで食費・高熱水費の軽減措置を拡大。

・医療方施設

所得割 2 万円未満の世帯負担額：45,000 円月→23,900 円月に軽減

(対象となる施設) 重症心身障害施設、肢体不自由児施設

・福祉型施設

所得割 2 万円未満の世帯負担額：45,000 円月→19,600 円月に軽減

(対象となる施設)

知的障害児施設、盲ろう児施設、情緒障害児短期治療施設

② 通所施設利用者

障害児施設の利用者負担は本人ではなく、保護者が行うことから、特に若い世帯の多い学齢期前の障害児に係る通所施設につき、一般の子育て世帯との均衡から、保育所の保育料程度の負担水準となるよう食費負担軽減措置を拡大。

・低所得者世帯の負担額：12,600 円 月→9,040 円 月に軽減

・所得割 2 万円未満世帯負担額：28,700 円 月→20,500 円 月に軽減

(対象となる施設) 知的障害児通園施設

2. 障害者施設利用者

① 20 歳未満の障害者施設入所者

20 歳未満の障害者施設入所者のうち、一般世帯(所得割 2 万円未満世帯)実費負担について、障害児施設の負担軽減措置の見直しとあわせ、低所得世帯と同様の負担となるよう、補足給付の額を拡大する。

短期入所の取り扱いについて

1. 障害児の短期入所について

障害児の短期入所については、①児童福祉法に基づく短期入所、②知的障害者福祉法に基づく知的障害者短期入所、③身体障害者福祉法に基づく身体障害者短期入所によりそれぞれ行われ、宿泊を伴わない短期入所（日中短期入所）もこれにより実施されてきましたが、このたびの障害者自立支援法により、短期入所事業は障害の種別を問わず、その対象も宿泊を伴う短期入所に限定されることとなりました。

尚、日中短期入所は、次の「日中一時支援事業」で実施されることとなります

2. 日中一時支援事業について

障害者自立支援法第 77 条及び第 78 条に基づき、「地域生活支援事業について」が平成 18 年 8 月 1 日に発出され、市町村地域生活支援事業の中で「日中一時支援事業」が新たに位置づけられ、障害者を日常的に介護している家族の一時的な急速が確保されることになりました。

3. 「日中一時支援事業」の概要

(1) 目 的

障害者等の日中における活動を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な急速を目的としている。

(2) 対 象 者

日中において介護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等

(3) 事業内容

- ①日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた事業を行う。
- ② 送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行う。
- ③ 事業は地域のニーズに応じて行う。

(4) 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。

(5) 留意事項

- ①障害福祉サービス事業者等であって、事業実施に当たって必要なスペースの確保がなされているものと市町村が認める場所において実施すること。
- ② 障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと市町村が認める設備を設けること。
- ③ 本事業を実施している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できないこと。



川下会

会さやま(清)災害対策小委員会川下

会さやま(清)災害対策小委員会川下

会さやま(清)災害対策小委員会川下



会員の現況

新入会員

正会員 谷内さん、
川下さん

正会員 83名

賛助会員 23名

寄付のお知らせ

10周年大会に来賓として参加していただいた広岡立美さんのご紹介で「金沢パイロットクラブ」様よりご寄付をいただきました。重症児(者)のために有効に使わせていただきたいと思います。ありがとうございました。